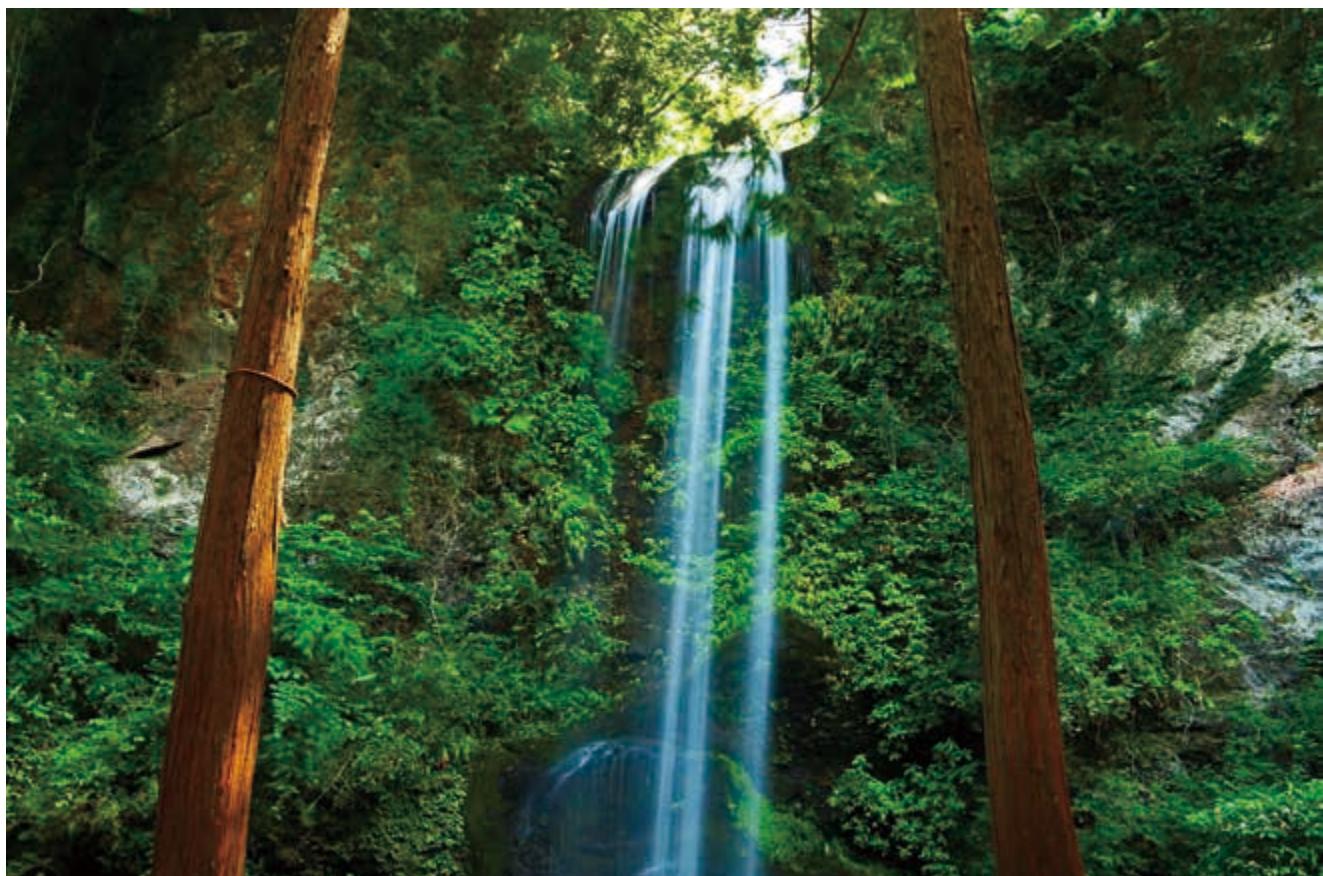




神奈川県 消防設備会報

第37号 平成29年8月



夕日の滝

— 消防設備会報（第37号 平成29年8月） 目次 —

理事長のあいさつ 西 津 英 二	1
表彰の栄誉に輝いた方々	2
優良点検事業所認定制度を神奈川県全域に拡大して実施します！（平成29年8月1日から）	3
最低制限価格制度を適用した「消防施設保守管理」の入札制度の拡大について（再要望）	5
寄稿 消防用設備等の点検報告率向上のための取組について	
秦野市消防本部 参事兼予防課長 諸 星 和 実	6
平成29年度第1回理事会・評議員会の概要	
平成28年度事業の実施結果概要	8
役員の選任	14
平成29年度事業の概要	16
平成28年度消防設備士等試験実施結果（消防設備士試験・危険物取扱者試験）	19
寄稿 点検推進指導員の立会いを受けて	
社会福祉法人恩賜財団神奈川県同胞援護会	
救護施設平塚ふじみ園 管理課長 清 水 豊	21
点検済表示制度の推進キャンペーン 点検を終了したら全国共通ラベルの貼付を！	22
消防用設備等点検済表示管理委員会委員名簿	23
防火・防災セイフティマーク等頒布のご案内	24
平成29年1月以降の主な通知等	28
(一財)日本消防設備安全センター等発行刊行物一覧 刊行物注文書	29
協会からのお知らせ	31

表紙:夕日の滝

夕日の滝は、南足柄市矢倉沢にて、酒匂川支流の内川にかかる落差25m、幅5mの滝です。

名前の由来は、毎年1月半ば頃に夕日が滝口に沈む有様がとても美しいからだそうです。

新緑や紅葉の名所で、付近にはキャンプ場や茶屋などもあり、家族連れにもお薦めです。

そしてここは、金太郎伝説とも密接な関係があり、金太郎が産湯をつかった滝とも伝えられています。のちに源頼光と主従関係を結び、坂田金時と名を改め、大活躍することとなります。

(写真・文提供：株式会社東晃防災 清水正仁様)



理事長のあいさつ

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

理事長 西津英二

当協会の業務運営等につきましては、会員の皆様を始め、行政機関や関係団体の皆様にひとかたならぬご支援、ご指導、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今年度は、当協会が財団法人から一般財団法人へと移行して5年目の節目を迎え、これまで以上に充実した事業展開に心がけたいと思っております。

まず、講習会関係では、日本消防設備安全センターから「点検資格者講習・再講習」を、日本防火・防災協会から「防火・防災管理講習」を、神奈川県から「設備士法定講習」を受託しておりますことから、委託先とも調整し、規模、時期、地域などを勘案しながら、受講者の皆様の需要にお応えできるよう実施することとしています。中でも、10月、11月に実施予定の「設備士法定講習」は、サイクル的にも今年度は最大級の規模となることが予想されますので、円滑な対応ができるよう準備等を進めているところです。

次に、点検済票交付事業では、「優良点検事業所認定制度」が発足2年目を迎え、現在、7事業所が優良点検認定事業所として認定されております。昨年度までは、事業所の対象を横浜、川崎、相模原の3地域に限定しておりましたが、この8月からは県内全てを対象として、より多くの事業所が認定されるよう体制等を整える所存ですので、より多くの表示登録会員の皆様からの認定申請をお待ちしております。

当協会といたしましては、優良点検認定事業所をはじめとする表示登録会員の皆様が点検した防火対象物は極めて安全であること、点検結果として貼付されている当協会の点検済票（ラベル）はデファクトスタンダード（業界標準）であること、このような認識が一刻も早く、業界はもとより防火対象物の管理者等の皆様にも広まるよう、総合的な観点から一層の普及啓発に努めたいと考えております。

また、今年度当初には、事業の普及啓発には欠かせないホームページや電子メールの運用につきましても、サイバー攻撃やコンピュータウイルスなどにも耐えられるよう、ファイヤーウォールの強化やセキュリティ保護のあるサイトに移行するなどして、情報管理にも徹底しているところです。

一方で、平成27年4月契約案件から神奈川県の消防施設保守管理業務委託に最低制限価格制度が適用されておりますが、平成28年度に引き続き、今年度につきましても、自民党への「神奈川県への予算要望書」において、「最低制限価格制度を適用した「消防施設保守管理」の入札制度が県内の独立行政法人や市町村行政の関連施設にも広く拡大していくよう働き掛けをして欲しい。」と当協会独自で継続して要望しております。

引き続き、行政機関、関係団体の皆様と連携、協力して、当協会会員の皆様、県民の皆様に対しより一層お役に立てるよう、今年度も全力を尽して事業を推進していく所存でございますので、今後ともご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

表彰の栄誉に輝いた方々

第16回 協会理事長表彰

一般財団法人神奈川県消防設備安全協会は、消防用設備等の設置・維持管理及び各種工事に関し、永年にわたり適正な業務を行った者又は適正な業務の推進に尽力した者等に対して、理事長表彰を行っています。

表彰制度は、平成13年度に創設し、平成29年3月23日には「第16回理事長表彰」を行いました。表彰基準は、次の各号のいずれかに該当する個人及び事業所について行うものです。

- 1 永年にわたり、消防用設備等の適正な業務に従事し、あるいは、消防用設備等に関する各種工事等の業務に従事し、他の模範となると認められる者
- 2 永年にわたり、消防用設備等の適正な業務の推進に尽力し、あるいは、消防用設備等に関する各種工事等の業務の推進に尽力した者
- 3 消防用設備等点検済表示制度の推進とその普及に尽力し、優れた業績を有する事業所

今回の表彰にあたりましては、協会の理事、評議員で構成する「理事長表彰選考委員会」において選考を行い、受賞者を決定いたしました。理事長表彰の受賞者は次のとおりです。

○ 表彰式日時 平成29年3月23日（木）11時30分から13時30分

○ 場 所 ホテルメルパルク横浜

○ 受 賞 者（敬称略、五十音順）

・内田 卓夫（株式会社加藤機器製作所	代表取締役）
・小倉 龍彦（株式会社東晃防災	代表取締役）
・小林 還（有限会社小林設備	代表取締役）
・杉田 玲子（ミツハマ防災設備株式会社	代表取締役）
・鈴木 八郎（株式会社つくし電業所	代表取締役）
・関 貴光（有限会社日東商會	代表取締役）
・長谷川三郎（有限会社長谷川電気工事店	代表取締役）
・山下 稔（有限会社初田商會	代表取締役）
・山田 健二（加宝綜合防災株式会社	代表取締役）
・太平ビルサービス株式会社横浜支店（支店長 佐久間 透匡）	

平成28年度 神奈川県消防設備安全協会 表彰式・祝賀会



優良点検事業所認定制度を 神奈川県全域に拡大して実施します！ (平成29年8月1日から)

○優良点検事業所認定制度とは！

消防用設備等の点検業務（総合点検）を確実に履行し、点検従業員の服装やモラルなどを含めて総合的に審査基準を満たしている当協会の表示登録会員である事業所を、優良点検認定事業所として認定する当協会独自の制度です。

○制度のメリットは！

この制度は、神奈川県内の消防機関にもご認識いただいていることから、点検を業とする多くの事業所が、優良点検認定事業所として認定されることにより、防火対象物の関係者の信頼を得るとともに、点検現場の労働環境の改善や点検に携わる人々の社会的地位の向上が期待され、業界全体の躍進の一助につながるものです。

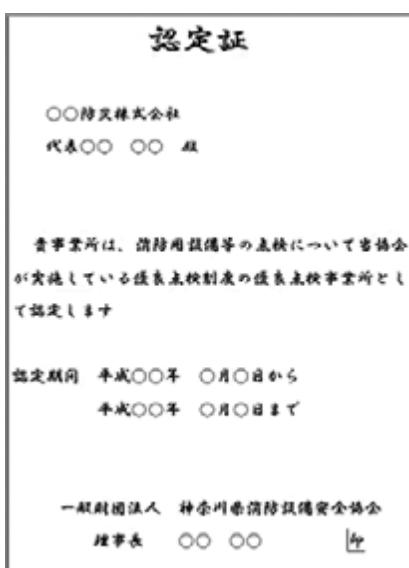
○手続き、立会調査、審査は！

当協会に認定の申請をすると、防火対象物の点検スケジュールに合わせて地区別点検推進指導員が点検に立会い、点検時の事前準備、安全管理、点検状況などを審査項目ごとにチェックし、当協会に報告します。その後、別に組織する「認定等委員会」で審査され、優良点検認定事業所としての認定・不認定が決定されます。

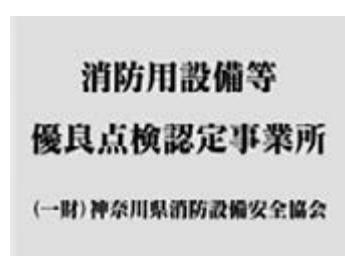
○優良点検認定事業所として認定されると！

優良点検認定事業所として認定されると、当協会のホームページに事業所名等が掲載されるとともに、「認定書」及び「金ラベル証」が無償で交付されます。

認定証



金ラベル証



※「金ラベル証」は、消防用設備等点検結果報告書（正副）の様式右下に貼付できます。

○立会調査を行った防火対象物には！

「消防用設備等優良点検確認防火対象物」の表示プレートが無償で貸与されます。

表示プレート



○対象地域の拡大とは！

平成28年度からの制度開始から約1年間は、横浜市、川崎市及び相模原市を対象として実施していましたが、平成29年8月1日からは、より多くの事業所及び防火対象物が制度の対象となるよう、神奈川県全域にその範囲を拡大します。

最低制限価格制度を適用した「消防施設保守管理」の入札制度の拡大について（再要望）

自民党への「平成30年度神奈川県への予算要望書」において、「最低制限価格制度を適用した「消防施設保守管理」の入札制度が県内の独立行政法人や市町村行政の関連施設にも広く拡大していくよう働き掛けをして欲しい。」との要望書を提出しました。

（当協会からの要望全文）

神奈川県では、平成27年度予算に係る入札執行分から、営業種目が消防施設保守管理などの一般業務委託にも新たに最低制限価格制度が適用されている。

消防施設保守管理のような県民・市民のいのちや安全に関わる業種の業務委託については、県内の独立行政法人や市町村行政の関連施設にも神奈川県と同様に最低制限価格制度を導入することでダンピングの防止を図り、適正な業務の履行を確保できるようになる。

従って、平成27年度予算から導入した神奈川県の導入趣旨を県内の独立行政法人や市町村行政の関連施設にも広く情報提供して周知していただき、この動きが拡大していくよう働き掛けていただきたい。

消防機関から

消防用設備等の点検報告率向上のための取組について

秦野市消防本部

参事兼予防課長 諸 星 和 実

はじめに

消防用設備等点検報告制度は、消防法第17条の3の3において消防用設備等や特殊消防用設備等が火災時に、その機能を発揮できるよう、防火対象物の関係者に対し、定期的な点検の実施とその結果を報告することを義務付けています。

総務省消防庁では、点検報告に関する調査を実施、その調査結果によると近年は報告率も上昇傾向にあるとしておりますが、一方で、この制度の抱える課題も指摘されています。その解決策について検討を行うため、平成27年度より「消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」を開催し、点検報告の実施を促進させるための取組事例の収集や経年劣化や新技術を踏まえた合理的な点検方法の検討など、点検報告制度の実効性向上のための検討を行っております。

当市では、その検討結果等を踏まえ、消防用設備等の点検報告率向上に向けた取組を行っておりますので、ご紹介させていただきます。

1 点検結果報告の現状

平成26年に総務省消防庁が調査した特定防火対象物と非特定防火対象物のそれぞれの点検報告率は、特定防火対象物より非特定防火対象物の点検報告率が低く、1,000m²以上の防火対象物より1000m²未満の防火対象物の点検報告率も低いという実態でした。また、1,000m²以上の特定防火対象物の点検報告率は74.73%で、1,000m²未満の非特定防火対象物の点検報告率は38.45%という調査結果が示されています。

当市における平成27年度の特定防火対象物と非特定防火対象物の点検報告率は、総務省消防庁調査と同様であります。1,000m²以上の特定防火対象物の点検報告率は64.24%と低く、1,000m²未満の非特定防火対象物にあっても31.64%と低い結果がありました。しかし、平成28年度は、特定防火対象物と非特定防火対象物の点検報告率は、依然として特定防火対象物より非特定防火対象物の点検報告率が低い現状ではありますが、1,000m²以上の特定防火対象物の点検報告率は、70.62%と約6ポイント上昇し、1,000m²未満の非特定防火対象物においては、45.79%で約14ポイント上昇しました。

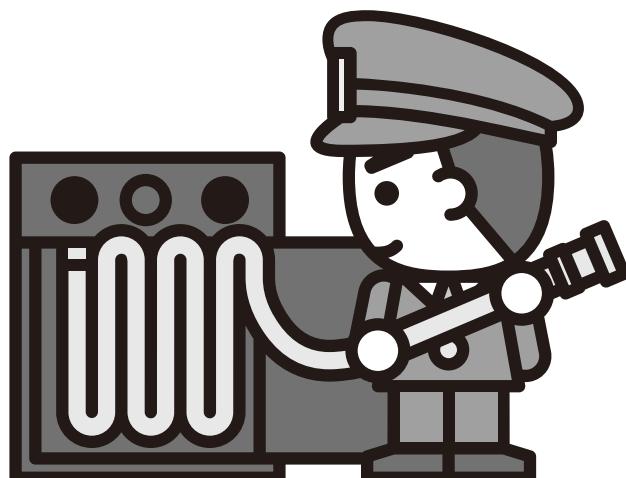
2 消防用設備等点検報告率向上に向けた取組み状況

- (1) 消防法第7条第1項に規定する同意をするときに、確認申請書に添える消防同意通知書等にあわせて「消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検報告について」のチラシを送付し、点検報告制度の促進を図っています。
- (2) 秦野市防火査察に関する規程を全部改正するとともに、あわせて事務処理要綱を制定し、査察の実施周期や消防用設備等の点検報告が未実施の防火対象物への立入検査を重点的に実施することとしました。
- (3) 立入検査等の機会を捉え、「消防用設備等点検報告制度に関する」チラシを配布し、点検報告向上の促進を図っています。
- (4) 点検報告された「消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書」に、不備事項があったときは、口頭により改善を指示するとともに、必要に応じて立入検査を実施し、直接改善指導を行っています。
また、郵送による報告が有効であるため、点検報告が可能な防火対象物の条件を緩和し、関係者の負担軽減を図ることで、点検報告向上の促進を図っています。

おわりに

消防用設備等に係る点検報告制度は、消防用設備等の適正な維持管理を担保するもので、不備又は違反にあっては、消防用設備等の機能を阻害するばかりでなく、点検報告制度自体の信頼性を損なうおそれがあることから、防火対象物の安全確保を図るために、関係者等に対して更なる点検報告制度の周知・徹底を図る効果的な方策を講じる必要があると考えます。

今後も各都市の点検報告率向上に向けた取組み等を参考に効果的な手法を駆使し、点検報告率向上に向けて検討を重ね市民の皆様が安全で安心して暮らせるよう努めてまいります。



平成29年度第1回理事会・評議員会の概要

平成29年度第1回の理事会を平成29年5月12日（金）シルクセンター地下大会議室において、また、平成29年度第1回評議員会を5月29日（月）波止場会館5F「多目的ホール」において、それぞれ開催しました。

当日は、次の議案についてご審議いただき、すべてが承認されました。

- ・第1号議案 平成28年度事業報告について
- ・第2号議案 平成28年度決算について
- ・第3号議案 役員の選任について

平成28年度事業の実施結果概要

消防用設備等の設置及び維持管理の適正化を図ることはもとより、地域社会における被害の軽減と社会公共の福祉の増進に寄与するため、各種の事業を実施しました。

1 各種講習事業

(1) 消防設備点検資格者講習

点検資格者の資格を付与する講習で、（一財）日本消防設備安全センターからの委託を受けて実施しました。

種 別	前 期	中 期	後 期	申請者数	受講者数
1種	6/7～6/9	12/6～12/8	3/1～3/3	358	335
2種	6/14～6/16	12/13～12/15	3/8～3/10	348	325
計				706	660

(2) 消防設備点検資格者再講習

消防設備点検資格者免状の交付を受けた日、又は消防設備点検資格者再講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年を経過する日までの期間に該当する者を対象とした講習で、（一財）日本消防設備安全センターからの委託を受けて実施しました。

種 別	前 期	中 期	後 期	申請者数	受講者数
1種	4/19・4/21	7/12・7/14	1/24・2/8	638	624
2種	4/20・4/22	7/13・7/15	1/25・2/9	593	579
計				1,231	1,203

神奈川県 消防設備会報

(3) 消防設備士法定講習

消防設備士の免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内に、又はその講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内ごとに受講する講習で、神奈川県からの委託を受けて実施しました。

種別	実施日	申請者数	受講者数
消防設備	10/5・10/25・11/9・11/17	443	441
警報設備	10/6・10/14・10/27・11/8・11/16	934	925
避難設備・消火器	10/7・10/13・10/26・11/10・11/15	658	654
計		2,035	2,020

(4) 蓄電池設備整備資格者講習

蓄電池設備整備資格者の資格を付与する講習で、(一社)電池工業会からの委託を受けて実施しました。

・受講者数 130名 (12/1・12/2)

(5) 防火・防災管理講習

防火管理者、防災管理者の資格を付与する講習で、(一財)日本防火・防災協会からの委託を受けて実施しました。

種別	実施日	申請者数	受講者数
甲種防火管理 新規講習	4/27・28、5/19・20、5/25・26、 6/28・29、7/4・5、7/28・29、 8/24・25、8/30・31、9/6・7、 10/19・20、11/24・25、12/21・22、 H29年1/12・13、1/19・20、2/23・ 24、3/16・17	1,795	1,681
甲種防火管理 再講習	6/28、H29年3/16 (午前・午後の2回)	165	162
乙種防火管理 新規講習	5/25、6/24、8/23	177	167
防火・防災管理 新規講習 (併催)	9/28・29	87	81
計	22回	2,224	2,091

(6) 消防設備士受験準備講習

消防設備士の試験を受験しようとする者を対象に、法令及び機能・構造に関する講習を協会の自主事業として実施しました。

神奈川県 消防設備会報

種 別	日 時	申請者	受講者
4類	7/26・7/27	25	24
6類	7/26・7/28	25	25
計		50	49

(7) 消防設備実技・実務研修会

消防用設備等の点検・整備業務に従事する者を対象に、技能の向上及び点検済表示制度の推進を図ることを目的に、協会の自主事業として関係事業所のご協力をいただき実施しました。

研修項目	研修日	協 力 事 業 所	申請者数	受講者数
		会 場		
自火報点検	9/8	ホーチキ株式会社	54	48
		かながわ労働プラザ		
消火器実技	9/16	モリタ宮田工業株式会社	22	18
		(同上) 研修室及び実験棟		
計			76	66

2 普及啓発事業等

(1) 会員制度維持事業

講習会・研修会の開催、法令の改正、新機器開発の紹介、参考図書の斡旋等について、隨時情報の提供を行うとともに、消防設備会報（年2回）及びFAXニュースを発行し、全会員に対して各種の情報提供を行いました。

- ・会報 各650部
- ・FAXニュース 年 8回

(2) 消防用設備点検報告制度普及促進事業

ア 消防用設備等点検済表示管理委員会

平成8年7月に発足し、県内消防機関、防火対象物関係者、消防設備メーカー、当協会職員の35名の委員により構成され、消防用設備等点検制度に係る諸事項について審議等を行っています。

開催年月日：平成28年7月21日、平成29年1月24日

また、消防用設備等点検制度に係る諸事項について審議する組織として、小委員会を設けており、委員は次の7名で構成されています。

清水廣司委員（委員長）

竹洞 勉委員	石田 正委員	木内 忠委員
一宮 英雄委員	山田 恵介委員	溝呂木義人委員

平成28年度は、優良点検事業所の認定制度を発足させ、地区別点検推進指導員が立会いを行った事業所を優良点検事業所認定等委員会において審査しました。その結果、平成28年度は5件の事業所が優良点検事業所として認定されました。優良点検事業所認定等委員会は、点検済表示管理委員会から付託された事項についても審議を行いました。

優良点検事業所認定等委員会は、次の7名で構成されています。

落合 俊雄委員（委員長）
前田 純一委員 小関 正男委員 西山 茂委員
菅野 光男委員 小堺 宗二委員 関 文男委員

イ 点検済票交付事業

消防用設備等点検済表示制度に基づき、消火器用、消火器以外の『点検済票』の発行・交付を行いました。

平成28年度の交付実績 1,070,085枚

ウ 点検推進指導員派遣

点検推進指導員 2名

実施施設 40施設（うち小中学校20、介護施設16、その他施設4）

教育委員会からの依頼をうけ、学校での保守点検時の立会を実施するとともに、介護施設等の新規開拓を行いました。

エ 表示登録会員等研修会

回数	開催年月日	場 所	出席者数	実施内容
第1回	平成28年 6月29日	大和商工会議所 会議室	10名	・防火設備検査員資格者について ・防火ダンパーの技術知識習得
第2回	平成28年 8月9日	横浜市民防災センター 神奈川県民センター	23名	・神奈川県消防設備安全協会の最 近の動向について ・優良点検事業所認定制度について
計			33名	

オ その他普及啓発事業

- ① 県社会福祉協議会発行の「福祉タイムズ」6月号に点検済表示制度について寄稿
- ② 県ビルメンテナンス協会発行の「KBM会報」（年3回発行）に点検済表示制度について寄稿
- ③ 「かながわ防災フェア2016」への参加

神奈川県主催の「かながわ防災フェア2016」に参加し、関係団体の協力を得て家庭用防災機材のコーナーを設け、展示、相談及び即売を行いました。

平成28年度も、特に広報用ポスターの製作を支援し、事業のPRと参加者募集に尽力しました。

- ・かながわ防災フェア2016

日 時 平成28年9月18日（日）
場 所 神奈川県総合防災センター
参加者数 約1,500人（27年度 2,325人）

④ 「かながわ消防フェア2016 With えびな安全・安心フェスティバル」への参加
神奈川県主催の「かながわ消防フェア2016」に参加しました。

- ・かながわ消防フェア2016

日 時 平成28年10月23日（土）
場 所 海老名市役所催事広場ほか
参加者数 11,000人



3 県民等への便宜等の提供

(1) 刊行物販売事業

（一財）日本消防設備安全センターが発行する消防用設備等に関する法令・技術関係及び受験対策などの参考図書類の斡旋を行いました。

(2) 防火基準点検済証及び防火優良認定証(防火セーフティマーク)等頒布斡旋事業

防火対象物定期点検報告制度に係る『防火基準点検済証』(31件)、『防火優良認定証』(106件)、『防災基準点検済証』(2件)、『防火・防災基準点検済証』(5件)、『防火・防災優良認定証』(11件)の頒布斡旋を行いました。

4 各種会議の開催

(1) 理事会、評議員会

ア 理事会

平成28年5月12日（木）、平成28年5月27日（金）、平成29年3月23日（木）

イ 評議員会

平成28年5月27日 (金)

ウ 評議員選定委員会

平成28年7月14日 (木)

(2) 消防・防災関係機関会議、関東ブロック会議、全国会議

ア 神奈川県消防課との関係

- ・平成28年度神奈川県消防設備士法定講習の事務受託及び講習会の実施
- ・法令改正、各種通達の情報提供を受けました。

イ 県内消防機関との関係

・消防防災業務に係る打合せ会

開催年月日 平成28年7月21日（木）
場 所 シルクセンター地下会議室
参 加 者 29名
実 施 内 容 「予防行政の動向についての情報提供」
講 師 横浜市消防局査察課長

ウ 一般財団法人日本消防設備安全センターとの関係

- ・賛助会員として安全センター事業に協力しました。
- ・点検資格者本講習、同再講習等に係る委託契約を締結し、講習会を実施しました。
- ・安全センター取扱保険（消防設備点検業者損害賠償保険、消防防災福利厚生支援事業）の加入促進及び手続事務を実施しました。
- ・消防設備関係講習の講師等に対する事故保険に加入しました。
- ・安全センター作成ポスター、しおり、月刊フェスク等の提供を受けました。
- ・安全センター発刊の参考図書・各種講習用テキストの供給を受けました。
- ・安全センターの「消防防災福利厚生支援事業運営委員会」の委員として役員を派遣し、事業に協力しました。

エ 関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会との関係

1都9県で構成する連絡協議会の総会、代表者会議、事務局長会議等に出席し、安全センター、他県協会との情報交換を積極的に行いました。

オ その他の関係機関との関係

（公財）川崎市消防防災指導公社に、理事及び評議員として役員を派遣しました。

一役員の選任一

平成29年度第1回の理事会及び評議員会において、推薦団体の役員改選や所属の人事異動等に伴う理事及び評議員の選任が行われました。7月末現在の理事・監事・評議員は、以下の名簿のとおりです。

(一財) 神奈川県消防設備安全協会役員名簿

(平成29年7月末現在 業種別 理事・監事 敬称略)

役職	区分	氏名	所属・会社名	所属役職
理事長	消防用設備・機器	西津英二	株式会社栄広プロビジョン	代表取締役
副理事長	電気設備	山口宏	(一社) 神奈川県電業協会 株式会社共栄社	会長 代表取締役社長
〃	管工事・空調	佐々木靖太	神奈川県管工事協同組合連合会 太建工業株式会社	会長 代表取締役社長
理事	消防用設備・機器	遠藤卓哉	ニッタン株式会社横浜支店	支店長
〃	〃	田中幸男	モリタ宮田工業株式会社	代表取締役社長
〃	〃	関口浩	ホーチキ株式会社横浜支店	執行役員支店長
〃	〃	竹内秀夫	能美防災株式会社横浜支社	支社長
〃	〃	石田正	神奈川県防災消防協同組合 株式会社アトラス	理事長 代表取締役
〃	〃	竹洞勉	防災かながわ協同組合 株式会社東弘商会	理事長 代表取締役
〃	〃	伊藤隆夫	株式会社河本総合防災	代表取締役社長
〃	〃	黒澤麻志	相日防災株式会社	代表取締役社長
〃	電気設備	加藤哲郎	(一社) 神奈川県電業協会 協成電気株式会社	副会長 代表取締役
〃	〃	青博孝	神奈川県電気工事工業組合 向栄電気工業株式会社	理事長 代表取締役
〃	管工事・空調	丸山晴雄	神奈川県管工事協同組合連合会 株式会社丸伸工業所	理事 代表取締役
〃	公社・協会	畠野耕逸	(一社) 神奈川県経営者協会	専務理事
〃	〃	南部浩一	(公財) 川崎市消防防災指導公社	理事長
常務理事	〃	溝呂木義人	(一財) 神奈川県消防設備安全協会	事務局長
監事	消防用設備・機器	邑上一弥	横浜市防災機器販売協同組合 株式会社東神防炎工業	専務理事 代表取締役
〃	電気設備	座喜味正裕	神奈川県電気工事工業組合	事務局長

(一財) 神奈川県消防設備安全協会評議員名簿

(平成29年7月末現在 業種別 評議員 敬称略)

区分	氏名	所属・会社名	所属役職
消防機関	坂本 浩	横浜市消防局(消防長会横浜地区長)	予防部長
〃	日迫 善行	川崎市消防局(消防長会川崎地区長)	予防部長
〃	鈴木 伸一	相模原市消防局(消防長会相模原地区長)	参事兼予防課長
〃	田中 晃	横須賀市消防局(消防長会三浦半島地区長)	予防課長
〃	野口 英俊	藤沢市消防局(消防長会湘南地区長)	参事兼予防課長
〃	黒柳 幹雄	小田原市消防本部(消防長会県西地区長)	予防課長
〃	小出 真也	座間市消防本部(消防長会県央地区長)	予防課長
消防用設備・機器	一宮 英雄	相模原市防災設備協同組合 東京消設株式会社	理事長 代表取締役
〃	木内 忠	横浜市防災機器販売協同組合 共栄防災設備株式会社	理事長 代表取締役
〃	山田 恵介	川崎市消防設備協同組合 神奈川防災株式会社	理事長 代表取締役
〃	清水 廣司	株式会社清水商工	代表取締役
〃	武富 卓男	清新防災株式会社	代表取締役
〃	野村 明弘	株式会社渡辺武商店湘南支店	支店長
電気設備	山村 信幸	神奈川県電気工事工業組合 株式会社美濃屋山村電気	副理事長 代表取締役
〃	松田 茂	一般社団法人神奈川県電業協会 株式会社江電社	常任理事 代表取締役社長
管工事・空調	永井 康敏	横浜市管工事協同組合	専務理事
〃	安部 博幸	一般社団法人神奈川県空調衛生工業会	専務理事
防火対象物関係者	栗田 敏彦	一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会	会長
〃	細谷 享市	一般社団法人神奈川県経営者協会防災委員会 三菱重工業株式会社横浜製作所	防災委員会委員 所長代理
〃	倉田 雅史	一般社団法人神奈川県ビルメンテナンス協会 株式会社東海ビルメンテナス	副会長 代表取締役社長
関連団体	石井 忠	公益社団法人横浜市防火防災協会	会長
〃	八木 繁雄	公益社団法人相模原市防災協会	理事長
〃	安田 正命	公益財団法人神奈川県消防協会	会長
〃	牛尾 修一	一般社団法人神奈川県危険物安全協会連合会	専務理事

平成29年度事業の概要

平成29年3月23日（木）の「平成28年度第2回理事会」において承認された平成29年度事業の概要をお知らせいたします。

◎ 各種講習事業

平成29年度の講習事業については、8月までに終了している講習もありますが、年間を通じての講習日程は次のとおりです。

講習名	時期	規模	場所	概要
消防設備点検資格者講習	5～6月 12月 3月	630人	神奈川県電気工事会館	(一財)日本消防設備安全センターから受託 第1種・第2種の資格付与講習
消防設備点検資格者再講習	4月 6～7月 1～2月	1,400人	神奈川県電気工事会館	(一財)日本消防設備安全センターから受託 第1種・第2種 免状の交付を受けた日以降における最初の4月1日から5年以内の講習
消防設備士法定講習	10～11月	全類 2,200人	かながわ労働プラザ他	県知事から受託 免状取得後最初の4月1日から2年以内の講習 講習受講後最初の4月1日から5年以内の講習
消防設備士受験準備講習	7月	4類、6類 45人	かながわ労働プラザ	協会の自主事業 消防設備士試験受験のための準備講習
蓄電池設備整備資格者講習	11～12月	130人	神奈川県電気工事会館	(一社)電池工業会から受託 蓄電池設備整備資格付与のための講習
防火・防災管理講習	年間	2,600人	ヴエルクよこすか他	(一財)日本防火・防災協会から受託 甲種防火管理者の資格付与及び再講習 防災管理者の資格付与講習他
消防設備関係実務研修会	9月	100人	かながわ労働プラザ	協会の自主事業 消防設備点検資格者等の自動火災報知機設備の実務研修
消防設備関係実技研修会	10月	25人	モリタ宮田工業（株）	協会の自主事業 消防設備点検資格者等の消火器の実技研修

◎ 普及啓発事業・情報提供事業

協会会員の方、防火対象物関係の方、県民の方等それぞれの対象を考慮して、各種の普及啓発事業を実施してまいります。主な普及啓発事業は次のとおりです。

(1) 消防設備会報の発行

- ・協会事業のお知らせ、消防法令の改正、通知・通達等
- ・1月、8月に発行
- ・会員対象

(2) 防災情報の発信

- ・消防用設備等の点検報告制度、点検済表示制度の周知
- ・（一社）神奈川県ビルメンテナンス協会及び神奈川県社会福祉協議会発行の会報に点検報告制度等について寄稿する。
- ・防災フェア等消防防災関係機関の行事への参加
- ・県民、防火対象物関係者対象

(3) FAX ニュースの発行

- ・緊急のお知らせ、消防法関係の通知・通達等
- ・随時（年8回程度）発行
- ・会員対象

(4) ホームページでの情報提供< <https://www.02-ksk.or.jp> >

- ・協会の事業紹介、各種講習会、研修会のお知らせ
- ・定期更新による情報提供
- ・県民、会員、防火対象物関係者対象

(5) パンフレット等の配布

- ・消防用設備等点検報告制度、点検済表示制度、消火器の不適正点検防止等のパンフレット、リーフレット等
- ・各種講習会・研修会で配布、消防機関を通じて配布、各種行事で配布
- ・県民、防火対象物関係者対象

◎ 行政機関及び関係機関・団体との連携調整事業

(1) 神奈川県安全防災局安全防災部消防課との連絡調整

- ・消防法令の改正、各種通知・通達等資料の提供を受けるとともに、協会運営について適宜指導を受けます。
- ・消防設備士法定講習を受託実施します。

(2) 消防機関との連携、消防機関への協力

- ・消防機関の指導を適宜仰ぐとともに、緊密に連携して、実効ある事業の推進に努めています。
- ・県下消防機関に対し、普及啓発資料等について情報交換を行います。

(3) (一財) 日本消防設備安全センターとの連携

- ・各種講習会を受託実施します。
- ・消防用設備等点検済表示制度についての指導を受けます。
- ・(一財) 日本消防設備安全センターの各種保険の事務を取り扱います。

(4) 関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会を通して各都県協会との連絡調整

- ・関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会を通して、各都県協会との情報交換・共同事業を推進します。

◎ 消防用設備等点検済表示制度推進事業

- ・消防用設備等点検済表示制度に基づく点検済票の交付を行います。
- ・防火対象物の消防用設備等点検時に点検推進指導員を派遣し立会います。
- ・優良点検事業所等の認定制度を推進します。

◎ 協会理事長表彰

協会の業務推進についての協力、消防用設備等の設置・適正な維持管理に尽力、優れた業績を有する個人及び事業所に対し、第17回理事長表彰を行います。

- ・永年にわたり、消防用設備等に関する各種工事整備点検等の業務に従事し、他の模範となると認められる者
- ・消防用設備等点検済表示制度の推進とその普及に尽力し、優れた業績を有す事業所

◎ 消防用設備等関係参考図書類斡旋事業

- ・法令、技術、受験対策等の図書類の斡旋を行います。

◎ 防火基準点検済証及び防火優良認定証（防火セイフティマーク）等頒布斡旋事業

- ・防火対象物定期点検報告制度に係る「防火基準点検済証」及び「防火優良認定証」等の頒布、斡旋を行います。

平成28年度消防設備士等試験実施結果

消防設備士試験

第1回

(平成28年9月4日実施)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲種	特類	27	23	4	85.2%	3	20	13.0%
	第1類	235	172	63	73.2%	44	128	25.6%
	第2類	62	44	18	71.0%	11	33	25.0%
	第3類	63	49	14	77.8%	11	38	22.4%
	第4類	309	233	76	75.4%	65	168	27.9%
	第5類	60	49	11	81.7%	16	33	32.7%
	小計	756	570	186	75.4%	150	420	26.3%
乙種	第1類	59	45	14	76.3%	10	35	22.2%
	第2類	17	14	3	82.4%	10	4	71.4%
	第3類	13	11	2	84.6%	4	7	36.4%
	第4類	297	240	57	80.8%	76	164	31.7%
	第5類	32	28	4	87.5%	17	11	60.7%
	第6類	446	359	87	80.5%	108	251	30.1%
	第7類	64	51	13	79.7%	30	21	58.8%
	小計	928	748	180	80.6%	255	493	34.1%
合計		1,684	1,318	366	78.3%	405	913	30.7%

第2回

(平成29年3月12日実施)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲種	特類	49	38	11	77.6%	4	34	10.5%
	第1類	319	213	106	66.8%	49	164	23.0%
	第2類	93	67	26	72.0%	28	39	41.8%
	第3類	75	60	15	80.0%	25	35	41.7%
	第4類	474	334	140	70.5%	97	237	29.0%
	第5類	90	74	16	82.2%	33	41	44.6%
	小計	1,100	786	314	71.5%	236	550	30.0%
乙種	第1類	81	59	22	72.8%	24	35	40.7%
	第2類	19	14	5	73.7%	7	7	50.0%
	第3類	23	19	4	82.6%	5	14	26.3%
	第4類	357	269	88	75.4%	81	188	30.1%
	第5類	30	21	9	70.0%	10	11	47.6%
	第6類	461	340	121	73.8%	139	201	40.9%
	第7類	174	143	31	82.2%	105	38	73.4%
	小計	1,145	865	280	75.5%	371	494	42.9%
合計		2,245	1,651	594	73.5%	607	1,044	36.8%

神奈川県 消防設備会報

危険物取扱者試験

第1回

(平成28年5月29日実施)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲	種	390	326	64	83.6%	97	229	29.8%
乙	第1類	93	86	7	92.5%	57	29	66.3%
	第2類	95	92	3	96.8%	61	31	66.3%
	第3類	116	108	8	93.1%	78	30	72.2%
	第4類	1,544	1,345	199	87.1%	486	859	36.1%
	第5類	113	108	5	95.6%	73	35	67.6%
	第6類	105	95	10	90.5%	73	22	76.8%
	小計	2,066	1,834	232	88.8%	828	1,006	45.1%
丙	種	61	54	7	88.5%	36	18	66.7%
合	計	2,517	2,214	303	88.0%	961	1,253	43.4%

第2回

(平成28年8月21日実施)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲	種	458	386	72	84.3%	163	223	42.2%
乙	第1類	98	92	6	93.9%	67	25	72.8%
	第2類	114	102	12	89.5%	75	27	73.5%
	第3類	139	126	13	90.6%	94	32	74.6%
	第4類	1,672	1,396	276	83.5%	516	880	37.0%
	第5類	147	138	9	93.9%	117	21	84.8%
	第6類	105	93	12	88.6%	76	17	81.7%
	小計	2,275	1,947	328	85.6%	945	1,002	48.5%
丙	種	81	65	16	80.2%	46	19	70.8%
合	計	2,814	2,398	416	85.2%	1,154	1,244	48.1%

第3回

(平成28年11月6日実施)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲	種	525	456	69	86.9%	183	273	40.1%
乙	第1類	88	81	7	92.0%	66	15	81.5%
	第2類	104	97	7	93.3%	68	29	70.1%
	第3類	121	114	7	94.2%	77	37	67.5%
	第4類	1,680	1,430	250	85.1%	506	924	35.4%
	第5類	104	95	9	91.3%	66	29	69.5%
	第6類	95	89	6	93.7%	66	23	74.2%
	小計	2,192	1,906	286	87.0%	849	1,057	44.5%
丙	種	86	75	11	87.2%	50	25	66.7%
合	計	2,803	2,437	366	86.9%	1,082	1,355	44.4%

第4回

(平成29年2月19日実施)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲	種	600	509	91	84.8%	187	322	36.7%
乙	第1類	100	92	8	92.0%	78	14	84.8%
	第2類	117	107	10	91.5%	74	33	69.2%
	第3類	150	136	14	90.7%	104	32	76.5%
	第4類	1,733	1,472	261	84.9%	607	865	41.2%
	第5類	130	120	10	92.3%	97	23	80.8%
	第6類	107	96	11	89.7%	72	24	75.0%
	小計	2,337	2,023	314	86.6%	1,032	991	51.0%
丙	種	95	77	18	81.1%	50	27	64.9%
合	計	3,032	2,609	423	86.0%	1,269	1,340	48.6%

点検現場からの報告

点検推進指導員の立会いを受けて

社会福祉法人恩賜財団神奈川県同胞援護会

救護施設 平塚ふじみ園

管理課長 清 水 豊

平塚ふじみ園は社会福祉法人恩賜財団神奈川県同胞援護会の救護施設です。昭和35年に現在の土地に新設され、平成3年に建て替えを行い、定員180名の施設です。救護施設とは経済的な問題も含めて日常生活をおくるのが困難な人たちが、健康に安心して生活するための保護施設です。平成14年からは地域で生活している方が、通所訓練及び訪問指導により地域社会で安定した生活が送れるようお手伝いをする保護施設通所事業を開始いたしました。平成26年からはふじみ園で生活している利用者が、地域のアパートで生活訓練を行うことで円滑に居宅復帰に移行できるようお手伝いする居宅生活訓練事業を開始しました。



平塚ふじみ園には地域の方々に支援をいただいている「平塚ふじみ園福祉友の会」という支援団体があります。約300名の方が会員になっており、4月には桜まつり、11月には文化祭に協力いただき、平塚ふじみ園を盛り上げていただいています。その他にも田植えや稲刈り、旅行の付添いやサークル活動の指導などもいただいている。

防災については年に4回防災訓練を実施しています。総合防災訓練の際には地区社協の方に避難誘導のお手伝いや女性防災クラブ「平塚パワーズ」の方に三角巾による応急手当の指導もいただいている。消防設備点検業者の方には水消火器を使用した消火器の取り扱いや屋内消火栓の使用方法、防災機器の取り扱いについて説明をいただいている。昨年の総合防災訓練には起震車の体験も行い、利用者、職員で震度7の経験もしました。今年度には水害に対する避難訓練も計画しています。災害時の避難のみでなく、地域の方々にたくさんの協力をいただいて、多くの経験を積むことで職員の防災への意識も高まり、「いざ」というときに備えられていることを実感しています。

そして、年2回の消防設備点検の実施を信頼できる業者に依頼をしています。消防設備点検業者の点検と神奈川県消防設備安全協会の実施状況の確認立会いで、利用者が安心して生活することができ、また職員が安全に災害時に対応できる生活の場づくりができているのだと感じています。今後も利用者、職員、地域の方と一致団結して防災力を高めていきたいと思います。



——点検済表示制度の推進キャンペーン——

点検を終了したら全国共通ラベルの貼付を！

当協会における「消防用設備等点検済表示制度」の実施状況は、他県の実施状況と比較し十分といえない結果です。神奈川県は、人口数、業態対象物数及び消防用設備等設置義務対象物の状況から見て東京都に次ぐ規模になっています。平成28年度ラベル交付枚数は1,070,085枚で前年度より112,145枚増加しているものの、当協会の経営状況は今だ厳しい環境下にあります。

当協会では、このような状況を踏まえ、この制度の一層の充実を図るため、各種事業を推進しているところであり、県下消防機関に対しても、この制度の推進についてなお一層の協力を要請しているところあります。

平成29年度のこの制度に係る主な推進事業は、

- ①制度推進のため、なお一層の普及啓発事業
- ②点検済証（ラベル）未交付登録会員への協力要請
- ③防火対象物点検時の点検推進指導員派遣
- ④優良点検事業所制度の推進

などを実施しています。

点検済表示登録会員の皆様には、点検が終了したら、必ず「全国共通ラベル」を貼付するようお願いします。

点検済表示登録会員数

区分	平成28年3月末会員数	平成29年3月末会員数
1号表示会員	252	253
2号表示会員	12	11
合 計	264	264

—— 消火器用 ——



—— 消火器以外の設備用 ——



消防用設備等点検済表示管理委員会委員名簿

(平成29年7月末現在 敬称略)

職名	氏名	所屬	役職
委員長	鈴木伸一	相模原市消防局	参事兼予防課長
副委員長	小永井英美	横浜市消防局	指導課長
△	原田俊一	川崎市消防局	検察課長
委員	田中晃	横須賀市消防局	予防課長
△	西山茂	藤沢市消防局	検察指導課長
△	豊島茂	平塚市消防本部	予防課長
△	高木守	鎌倉市消防本部	予防課長
△	黒柳幹雄	小田原市消防本部	予防課長
△	櫻井輝一	茅ヶ崎市消防本部	予防課長
△	行谷英雄	逗子市消防本部	消防予防課長
△	和田俊幸	厚木市消防本部	参事兼予防課長
△	竹内洋	大和市消防本部	参事兼予防課長
△	諸星和実	泰野市消防本部	参事兼予防課長
△	山口剛	伊勢原市消防本部	予防課長
△	小出真也	座間市消防本部	予防課長
△	池田学	海老名市消防本部	予防課長
△	畠山勉	綾瀬市消防本部	参事兼予防課長
△	池田要	大磯町消防本部	消防総務課長
△	尾崎一平	葉山町消防本部	予防課長
△	菅沼安幸	湯河原町消防本部	警防課長
△	落合靖	箱根町消防本部	消防本部次長
△	石川敏明	寒川町消防本部	予防課長
△	高橋邦治	二宮町消防本部	参事兼消防課長
△	石川省吾	愛川町消防本部	参事兼消防課長
△	池田雅晴	JFEスチール(株)東日本製鉄所	環境・防災部長
△	杉本正之	能美防災(株)横浜支社	CSサービス課長
△	増田昭一	モリタ宮田工業(株)首都圏機器営業部	営業部長
△	清水廣司	(株)清水商工	代表取締役
△	石田正	神奈川県防災消防協同組合	理事長
△	竹洞勉	防災かながわ協同組合	理事長
△	木内忠	横浜市防災機器販売協同組合	理事長
△	一宮英雄	相模原市防災設備協同組合	理事長
△	山田恵介	川崎市消防設備協同組合	理事長
△	溝呂木義人	(一財)神奈川消防設備安全協会	常務理事

防火・防災セイフティマーク等頒布のご案内

表示の種類：防火基準点検済証	防火優良認定証
防災基準点検済証	防災優良認定証
防火・防災基準点検済証	防火・防災優良認定証

■防火管理・防災管理の実施状況に対する定期点検報告制度

◆防火対象物定期点検報告制度

一定用途・規模の建物では、防火対象物定期点検報告制度が義務化され、平成15年10月から施行されています。

点検報告義務者：防火対象物の管理権原者

点検の実施者：防火対象物点検資格者（登録講習機関の講習を受けて資格取得）に行わせる。

対象となる建物：消防法施行令別表第1の用途ごとに収容人員・延べ面積・構造等に応じて要否が定められています（消防法施行令第4条の2の2参照）。

点検の期間：1年に1回（報告も同じ）

罰則：点検結果の報告をしない場合又は虚偽の報告をした場合には、行為者に対して30万円以下の罰金又は拘留の刑が科せられるほか、その法人に対し罰金刑が科せられます（消防法第44条第11号、第45条第3号参照）。

◆防災管理定期点検報告制度

大規模建築物等では大規模地震等に備えて自衛消防組織を設置する等の防災管理業務が義務化され、同時に防災管理業務の実施状況に対する点検報告が義務化されました（平成21年6月1日施行）。

点検報告義務者：防災管理対象物の管理権原者

点検の実施者：防災管理点検資格者（登録講習機関の講習を受けて資格取得）に行わせる。

対象となる建物：用途・階数・延べ面積によって定められています（消防法施行令第46条、第4条の2の4参照）。

点検の期間：1年に1回（報告も同じ）

罰則：点検結果の報告をしない場合又は虚偽の報告をした場合には、行為者に対して30万円以下の罰金又は拘留の刑が科せられるほか、その法人に対し罰金刑が科せられます（消防法第44条第11号、第45条第3号参照）。

■点検済表示制度

◆防火基準点検済証

防火対象物点検の結果、点検基準に適合している建物に表示できます。

◆防災基準点検済証

防災管理点検の結果、点検基準に適合している建物に表示できます。

◆防火・防災基準点検済証

防災管理点検の対象となる建築物等で防火対象物点検の対象でもあるものは、両方の点検を同時にい、それぞれの点検基準に適合している場合に、この表示ができます。



■点検報告の特例制度と表示

◆防火対象物定期点検報告義務の免除と表示

防火対象物定期点検報告が必要な建物で、3年間消防法令違反等がない場合、消防機関に申請し、検査を経て特例認定を受けることができます。認定されれば当該点検及び報告が3年間免除されます。また、防火優良認定証を表示することができます。

◆防災管理定期点検報告義務の免除と表示（平成24年6月1日から適用）

防災管理点検報告が必要な建築物等で、3年間消防法令違反等がない場合、消防機関に申請し、検査を経て特例認定を受けることができます。認定されれば当該点検及び報告が3年間免除されます。また、防災優良認定証を表示することができます。

◆防火・防災優良認定証の表示（平成24年6月1日から適用）

防火対象物点検報告の特例及び防災管理点検報告の特例の認定を同時に受けた場合には、防火・防災優良認定証を表示することができます。



■表示までのフロー

●防火基準点検済証、防災基準点検済証、防火・防災基準点検済証

消防機関へ点検結果報告 → 報告書副本返戻 → 協会へ表示の購入申込み → 協会から請求書発行（代金支払い）→ 納品 → 表示

●防火優良認定証、防災優良認定証、防火・防災優良認定証

消防機関へ特例認定申請 → 消防機関による検査 → 認定通知 → 協会へ表示の購入申込み → 協会から請求書発行（代金支払い）→ 納品 → 表示

■表示の種類と頒布価格

表示の種類		仕様（【1】～【6】の説明）	価格
防火基準点検済証	A=壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	【1】	3,240円
	B 1=壁掛式（額縁込）	【2】	5,400円
	B 2=B 1の額縁不要のもの	【3】	3,670円
	N=壁貼付式	【4】	1,540円
防火優良認定証	L=壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	【5】	3,800円
	M 1=壁掛式（額縁込）	【2】	5,860円
	M 2=M 1の額縁不要のもの	【3】	3,800円
防災基準点検済証	I=壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	【5】	3,800円
	J 1=壁掛式（額縁込）	【2】	5,860円
	J 2=J 1の額縁不要のもの	【3】	3,800円
防火・防災基準点検済証	O=壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	【5】	3,800円
	P 1=壁掛式（額縁込）	【2】	5,860円
	P 2=P 1の額縁不要のもの	【3】	3,800円
防災優良認定証	Q=壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	【5】	3,800円
	R 1=壁掛式（額縁込）	【2】	5,860円
	R 2=R 1の額縁不要のもの	【3】	3,800円
防火・防災優良認定証	X=壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	【5】	3,800円
	Y 1=壁掛式（額縁込）	【2】	5,860円
	Y 2=Y 1の額縁不要のもの	【3】	3,800円
文字プレート	H=A用	【6】	820円

備考

- 1 サイズ：A4（縦297mm 横210mm）
- 2 材質：表面=透明アクリル、背面=塩化ビニール（N=透明塩化ビニール）
- 3 価格：文字記入の費用及び消費税が含まれています。
- 4 送料：別途必要です（文字プレート（H）のみ購入時は無料）。
- 5 B1・M1・J1・P1・R1・Y1：額縁とセットとなっています。
- 6 B2・M2・J2・P2・R2・Y2：手持ちの額縁がある場合にご利用ください。
- 7 壁掛式：背面に壁掛け用の紐があり、スタンド用の脚がないものです。
壁貼付式：裏面に両面テープがついており、ご自分で貼るものです。
- 8 スタンド式：裏面にスタンド用の脚が付いています。
- 9 A：文字の部分がプレート差込式（文字プレート（H）を使用）となっています。
- 10 H：1年ごとの更新時にご利用ください（初回購入時は本体に含まれています。）。

■購入方法等

申込方法：購入申込書に必要書類を添えて、協会へFAXにてお申込みください。

⇒防火基準点検済証・・・・・・・・・・・・ 様式1+別紙1+必要書類

⇒防災基準点検済証、防火・防災基準点検済証・・・ 様式1+別紙1+必要書類

⇒防火優良認定証・・・・・・・・・・・・ 様式2+別紙2+必要書類

⇒防災優良認定証、防火・防災優良認定証・・・ 様式2+別紙2+必要書類

納 期：入金確認後2週間程度を要します。

支払方法及び送料：銀行振込（前払い）

申込受付後、協会より請求書を送付します。

送料についてはお問い合わせください。

申込用紙：当協会のホームページからダウンロードしてください。

U R L : <https://www.02-ksk.or.jp>

—2017年度全国統一防災標語—



〈平成29年1月以降の主な通知等〉

発 番 号	日 付	発 信 者	標 題
消防予第27号	2月7日	消防庁予防課長	平成29年春季全国火災予防運動の実施について
消防予第45号	2月28日	消防庁予防課長	大規模倉庫に係る防火対策の更なる徹底について
事務連絡	2月28日	消防庁予防課	学校施設の維持管理に係る関係部局に対する適切な対応について
事務連絡	3月7日	消防庁予防課	基準の特例を適用した検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等について（情報提供）
消防予第63号	3月17日	消防庁予防課長	宿泊サービスを提供する施設における消防法令の遵守の徹底について
消防予第71号	3月23日	消防庁予防課長	一般住宅を宿泊施設や飲食店等に活用する場合における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用について
事務連絡	3月23日	消防庁予防課	古民家等に係る消防法施行令第32条の適用事例の情報提供について
事務連絡	3月23日	消防庁予防課	平成29年度全国統一防火標語の決定について
事務連絡	4月7日	消防庁予防課	住宅用火災警報器等の配布モデル事業への協力について
事務連絡	4月14日	消防庁予防課	消防用設備等の設置に係る金融上の措置について（情報提供）
消防予第213号	7月12日	消防庁予防課長	エアゾール式簡易消火具の不具合に係る注意喚起等について
消防予第236号	8月8日	消防庁予防課長	「住宅防火・防災キャンペーン」の実施について

(一財) 日本消防設備安全センター等発行刊行物一覧

刊行物注文書

(一財) 神奈川県消防設備安全協会 御中

下記の刊行物を注文いたします

発注者				
送り先	住所	〒		
	会社名			TEL
	担当者			FAX

(定価は消費税込)

コード	刊行物名	注文部数	定価	金額	備考
消防設備士試験準備用テキスト					
8000	消防用設備六法		1,950		
8007	電気と機械の基礎知識		750		
8001	消防設備士受験直前対策	第1・2・3類用	1,950		
8002		第4・7類用	1,230		
8003		第5・6類用	1,230		
8004	消防設備等基本テキスト	消防設備編	3,180		
8005		警報設備編	3,080		
8006		避難・消火器編	2,570		
8008	<重要ポイント解説付> 消防設備士受験対策例題集	法令編	2,570		
8009		第1類	2,460		
8010		第4類	2,460		
8011		第6類	2,260		
一般参考図書					
8016	消防用設備等の型式失効一覧		2,460		
8017	消防用設備等試験実務必携		3,700		
8018	消防用設備等点検実務必携		3,990		
8019	防火対象物・防災管理点検実務必携		3,590		
8020	防災英和和英用語集		4,190		
合計			部		

TEL 045-201-1908 振込み銀行 横浜銀行 本店

FAX 045-212-0971 普通預金: 0093790

口座名義: (一財) 神奈川県消防設備安全協会

※振込み手数料はご負担願います。

※お振込み確認後宅配便(送料着払い)にて発送いたします。

協会からのお知らせ

○平成29年度消防用設備等セミナー開催のお知らせ

日 時 平成29年11月17日（金）13時30分から
場 所 かながわ労働プラザ 3F 多目的ホール A・B
内 容 「消防用設備等の点検報告時における留意事項」を相模原市消防局予防課職員から、また、「消防用設備等の点検時の Q & A、消防用設備等の奏功及び事故事例」及び「最近の消防法令等の改正について」を日本消防設備安全センターの担当者から、それぞれご講演いただくこととしています。
募集対象 当協会の会員等及び神奈川県内の消防機関職員です。
詳細は、決定次第改めてお知らせいたします。皆様、奮ってご参加ください。

○消防設備士講習会について

平成29年度消防設備士講習会の受付期間は、8月末日までとしていましたが、定員に達していない会場については、9月29日（金）まで継続して受け付けております。
空き状況については、ホームページで隨時ご確認いただか、直接、当協会までお問い合わせください。

○第1種・第2種消防設備点検資格者講習実施日程

第1種 平成29年12月 5日～ 7日 (申請期間)
第2種 平成29年12月12日～14日 10月10日～31日)

第1種 平成30年 3月 6日～ 8日 (申請期間)
第2種 平成30年 3月13日～15日 1月15日～2月2日)

○第1種・第2種消防設備点検資格者再講習実施日程

第1種 平成30年 1月23日 (受付期間)
第2種 平成30年 1月24日 平成29年11月27日～12月6日)

第1種 平成30年 2月20日 (受付期間)
第2種 平成30年 2月21日 平成30年1月5日～12日)

※平成24年度に免状の交付を受けた方は、今年度中に受講してください。

ご不明な点はお問い合わせください。

優良点検事業所認定制度について

○優良点検事業所認定制度とは！

消防用設備等の点検業務（総合点検）を確実に履行し、点検従業員の服装やモラルなど含めて総合的に審査基準を満たしている当協会の表示登録会員である事業所を、優良点検認定事業所として認定する当協会独自の制度です。

○制度のメリットは！

この制度は、神奈川県内の消防機関にもご認識いただいていることから、点検を業とする多くの事業所が、優良点検認定事業所として認定されることにより、防火対象物の関係者の信頼を得るとともに、点検現場の労働環境の改善や点検に携わる人々の社会的地位の向上が期待され、業界全体の躍進の一助につながるものです。

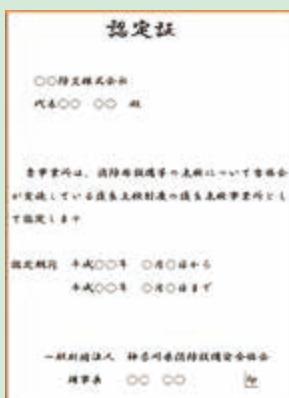
○手続き、立会調査、審査は！

当協会に認定の申請をすると、防火対象物の点検スケジュールに合わせて地区別点検推進指導員が点検に立会い、点検時の事前準備、安全管理、点検状況などを審査項目ごとにチェックし、当協会に報告します。その後、別に組織する「認定等委員会」で審査され、優良点検認定事業所としての認定・不認定が決定されます。

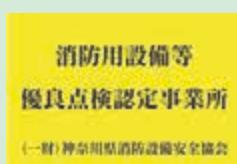
○優良点検認定事業所として認定されると！

優良点検認定事業所として認定されると、当協会のホームページに事業所名等が掲載されるとともに、「認定書」及び「金ラベル証」が無償で交付されます。

認定証



金ラベル証



表示プレート



一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023 横浜市中区山下町1番地
(シルクセンター4階 408号室)

TEL (045) 201-1908

FAX (045) 212-0971

<https://www.02-ksk.or.jp>

E-mail : info@02-ksk.or.jp